

いざ、という時慌てない!

消費税転嫁対策・BCP対策セミナー

消費税転嫁拒否の具体的な事例紹介とBCP(事業継続計画)対策

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています(平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの措置)

今回のセミナーでは、消費税転嫁対策特別措置法の概要説明と、消費税率引き上げ後に減額、買いたたき等で実際に公正取引委員会から指導、勧告を受けた企業の事例を紹介致します。

また、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく BCP(事業継続計画)についてわかりやすく説明いたします。

消費税転嫁に関して被害者、加害者にならないよう、また緊急事態に遭遇した際慌てず対応できるように是非この機会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

講師

● 経済産業省中国経済産業局
消費税転嫁対策室調査専門職員

● 株式会社 インターリスク総研
マネージャー・上席コンサルタント
田代 邦幸 氏

日時 平成 **28** 年 **10** 月 **18** 日(火)
13:30~15:30

場所 柳井商工会議所 1階 大会議室
〒742-8645 山口県柳井市中央二丁目 15-1
*駐車場に限りがあります。満車の際は柳井郵便局前
えびす駐車場をご利用ください。(各自精算)

定員 50名 (定員になり次第締め切らせて頂きます)

受講料 無料

申込先 下記申込書に必要事項を記入の上、FAXまたはメールにて10月 17日(月)までにお申込み下さい。

主催：柳井商工会議所 中小企業相談所 TEL0820-22-3731/FAX0820-22-8811/E-Mail:info@yanaicci.or.jp

講座内容

消費税転嫁拒否の具体的な事例紹介

1. 消費税転嫁対策特別措置法の概要説明
2. 違法行為の事例紹介(小売業・建設業)
3. その他

企業の BCP として備えておくべきこと

1. BCP とは
2. BCP の考え方と取り組み方
3. BCP に基づく平時からの準備

柳井商工会議所 行 FAX:22-8811

消費税転嫁対策・BCP対策セミナー/申込書

H28.10.18 開催

事業所名: _____

TEL: _____

業 種: _____

受講者名